

2017 年
7 月号
No.421

広報 くろたき



6月8日（木）あまご放流

□ 主な内容



P 3 …議会だより

P 4 …補正予算

P 5～P 6 …村の話題

P 7～10 …お知らせ

P 10…健康づくり情報



村長就任のご挨拶

このたび、黒滝村長に就任いたしました、辻村源四郎でございます。

この4年間、行政から若干距離をおき、本村一村民として地域で生活しつつ、この村を見守ってまいりましたが、村行政が様々な施策を講じていくなかでも、少子高齢化、過疎化に歯止めが一向にかからず、まだまだ問題が山積して

結果として、選挙による審判には至りませんでした。この度には多くの皆さまから様々なご意見やご提言をいただきながら、皆さまの黒滝村に寄せる思いや願いをお聞かせいただくことができ、なお一層奮闘してまいるべく英気を養うことができましたことに、心より感謝しております。

指すとともに、地域づくりや地域活性化のための取り組みを多面的に応援し、村民の皆さまが主役となる村づくりを推進してまいります。

道の道路拡幅拡張の早期完成を目指して、しっかりと努めてまいる所存でございます。

しかしながらその一方におきまして、村の財政事情は、今後も予断を許さぬ厳しい状況が続くものと見込まれますので、先ほど申し上げました政策の具体の取り組みは、6月議会定例会を皮切りに、今後4年間の議会等におきまして、具体の政策方針や予算等を提案してまいりますので、各位のご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、私は職員と一緒に知恵を出し合い、行政課題のひとつひとつに真正面から取り組んでまいりますので、今後とも村民の皆さまのなお一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、皆さまのますますのご多幸を衷心より祈念申し上げます、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

辻村源四郎

議会

議会活動状況

6月

- 12日 ● 第3回議会定例会
正副議長、常任委員長打合せ
- 14日 ● 社会福祉協議会理事会
- 15日 ● 黒滝村人権教育推進協議会総会
- 16日 ● 第3回議会定例会 開会
総務厚生常任委員会
経済建設常任委員会
- 20日 ● 吉野地区交通対策協議会
吉野地区防犯協議会総会
- 22日 ● 第3回議会定例会 再開
一般質問
- 女性消防操法大会出場結団式
- 23日 ● 吉野郡人権教育推進協議会総会
- 27日 ● 議長杯グラウンドゴルフ大会
- 29日 ● 区長会

第3回議会定例会

平成29年第3回議会定例会が6月16日（金）～22日（木）にかけて開催されました。8の議案が審議され、それぞれ原案どおり、可決・承認・同意されました。

- ◆ 条例改正
 - ・ 議案第4号 黒滝村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・ 議案第5号 黒滝村の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - ◆ 補正予算
 - ・ 議案第6号 平成29年度黒滝村一般会計補正予算（第1号）について
 - ・ 議案第7号 平成29年度黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ・ 議案第8号 平成29年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ◆ その他
 - ・ 報告第1号 平成28年度繰越明許費繰越計算書報告について

- ◆ 一般質問
 - ・ 村議会の存続について（脇坂議員）
 - ・ 公約について（尾上議員）
 - ・ 株式会社森物語村について（尾上議員）
- ◆ 人事案件
 - ・ 議案第1号 黒滝村監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - ・ 議案第2号 黒滝村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- ◆ 条例制定
 - ・ 議案第3号 黒滝村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

黒滝村歯科診療所の休診について

歯科診療所を当面の間休診します。

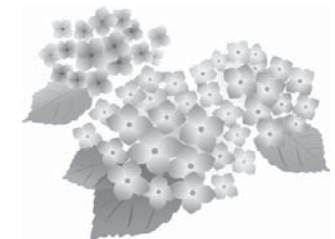
皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

◆お問合せ先 保健福祉課

税等の納期 7月31日（月）

- 固定資産税 第2期
- 国民健康保険税 第1期
- 介護保険料 第1期
- 後期高齢者医療 第1期

忘れずに納付しましょう！





あまご稚魚放流
黒滝川漁業共同組合が主催したあまごの稚魚の放流が6月8日（木）、黒滝ふれあい運動場近くの川にて行われました。こども園の園児6名が参加し、魚の成長を願いました。



黒滝白きゅうりづくり教室
6月9日（金）に長瀬のビニールハウスで、「黒滝白きゅうりづくり教室」が行われました。20名が受講され、苗の摘芯の方法について体験を交えて学んでおられました。例年では6月末頃から収穫ができるそうです。今から収穫が待ち遠しいと参加者の方々がおっしゃっていました。



公民館教室（アーチェリー教室）
5月9日（火）と6月13日（火）、黒滝村中央ゲートボール場でアーチェリー教室を開講しました。参加者の方々は、矢がよりの中心近くに当たるように集中し、競技に臨んでいました。
先生の指導の下、競い合いつつも和気あいあいとした雰囲気でも非常に爽やかな教室となりました。



第2回フォトログin黒滝
5月28日（日）黒滝村内において、第2回フォトログイニングin黒滝村が開催されました。
フォトログイニングとは、各地に設置されたチェックポイントで写真を撮り、得点を競うランニングイベントです。天候にも恵まれた本大会は、前回大会を上回る115名が参加されました。普段は目に付かない物や山中にチェックポイントがあり、黒滝村の自然を堪能していただきました。

【補正予算】

平成29年度当初予算は骨格予算編成のため、新村長就任のもと、主に政策的事業費の補正予算を計上し、6月定例議会に上程、可決されました。

平成29年度黒滝村一般会計補正予算（第1号）		
補正前の額	補正額	補正後の額
13億3410万円	1億7300万円	15億710万円
平成29年度黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）		
補正前の額	補正額	補正後の額
2億2646万円	12万円	2億2658万円
平成29年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）		
補正前の額	補正額	補正後の額
3452万円	756万円	4208万円

総務費

・ふれあいバス運行委託料の増額	41万円
・庁舎等改修調査費委託料の増額	80万円
・食の6次産業化事業費等の増額	948万円
・くろたんプロデュース委託料の増額	122万円
・イベント実施助成金の増額	150万円
・マイナンバー通知カード・個人番号カード関連事務交付金の増額	8万円

・村道舗装補修工事費の増額	50万円
・村道排水路改修工事費の増額	790万円
・融雪剤散布機購入費の増額	100万円
・道路補修・改良事業等に係る補助金の増額	180万円
・道路トンネル点検調査委託料の減額	△350万円
・橋梁点検・策定委託料の減額	△300万円
・村道改良工事測量設計委託料の増額	150万円
・村道舗装補修工事費の増額	800万円
・河川改修工事費の増額	250万円

民生費

・デイサービスセンター給湯器修繕費の増額	34万円
----------------------	------

衛生費

・出産祝金の増額	10万円
・妊婦健康診査委託料の増額	32万円
・備品購入費の増額（機械器具費）	8万円
・医薬材料費の増額	10万円
・簡易水道事業特別会計繰出金の増額	756万円

農林水産業費

・有害鳥獣防除施設設置事業補助金の増額	50万円
・ベルン応用科学大学派遣負担金の増額	100万円
・地域林業戦略推進事業補助金の増額	200万円
・村木材産業活性化事業補助金の増額	200万円
・村民有林間伐促進事業補助金の増額	250万円
・森林組合活性化事業補助金の増額	250万円
・林業担い手育成強化事業補助金の増額	420万円
・林道等草刈委託料の増額	20万円
・林道古野山鳥住線開設事業費の増額	350万円

商工費

・小規模事業者地域力活用新事業補助金の増額	100万円
・村活性化共同事業助成金の増額	40万円
・観光施設等指定管理料（観光施設再生事業充実分）の増額	900万円

土木費

・災害等出動要請委託料の増額	250万円
・雪寒用機械賃借料の増額	73万円
・道路修繕改良事業工事費の増額	265万円

消防費

・災害マニュアル作成委託料の増額	475万円
・防災行政無線親卓接続作業委託料の増額	105万円
・防災行政無線情報FM告知設備整備工事費の増額	4395万円
・防災行政情報FM告知設備伝送路光化工事負担金の増額	4050万円

教育費

・小中学校舎改修事業費の増額	300万円
・小中学校駐車場入口舗装補修工事費の増額	69万円
・こども園庁用器具費の増額	10万円
・文化とスポーツの森改修事業費の増額	513万円
・公民館諸経費の増額	46万円

特別会計

国民健康保険事業特別会計補正予算

・国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金償還金の増額	12万円
-----------------------------	------

簡易水道事業特別会計補正予算

・通信運搬費の増額	32万円
・漏水対策事業費の増額	592万円
・鳥住配水池塗装工事費の増額	65万円
・緑色透光型浮上式防藻覆蓋購入費の増額	67万円



地域おこし協力隊の部屋 Vol. 8

今月のテーマ

【赤滝で火渡り体験！】



5月28日、赤滝の伊谷の滝で「光善不動明王の大祭」があり、見学＆取材に行かせていただきました！

伊谷の滝は赤岩で構成された滝で「赤滝」の地名の由来と言われています。光善不動明王を祀り、地区住民の信仰の対象として現代まで受け継がれています。元々は個人で細々と祀っていたのを昭和50年頃から東良治さんを中心に、有志により大々的なお祭りを行うようになりました。

この日は年に一度の大祭。無病息災、家内安全などの祈願のため、村外、県外からもたくさんの方が来られておりました。お祭りのメインはなんといっても「火渡り」です。炭の上を裸足でわたります。火渡りといってもちょうどいい温かさで、高齢者や小さなお子様でも安心して渡れます。

もうひとつのメイン。村の恒例「御供まき」お餅やお菓子、カップラーメンまで飛び交う光景は、黒滝村民歴1周年を迎えた今の僕にとっても未だに衝撃映像です（笑）

各大字に伝わる小さなお祭りや風習など、みなさまぜひ教えてください。

◆お問合せ先 企画政策課 地域おこし協力隊 白石祐士



お知らせ

全国一斉緊急地震速報訓練の実施について

消防庁及び気象庁による全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を使った全国一斉緊急地震速報訓練が左記の日に実施されます。これにより、黒滝村の防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）から一斉に試験放送が流れます。村民の民様への情報伝達体制について万全を期するための試験放送ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆日時 7月5日（水）

午前10時15分頃

※ただし、気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震

速報の発表を中止することがあります。

◆お問合せ先 総務課

ナラ・シェイクアウトの実施について

7月10日（月）奈良県一斉地震行動訓練（ナラ・シェイクアウト）が実施されます。当日、村内全ての屋内戸別受信機と屋外スピーカーから、地震発生と1分間の安全確保行動を促す訓練放送が行われます。ご協力をよろしくお願いいたします。

この訓練を機会に、実際に地震が起きたらどうなるか、どう行動するかを、皆様で事前に考えましょう。

◆日時 7月10日（月）

午前10時30分頃

※ただし、気象・地震活動の状況等によっては、訓練を中止することがあります。

◆お問合せ先 総務課

ごみ、よりマナー良い環境を

ごみを出す時にはマナーを守ることが必要とされています。多くの皆さんは、きちんとマナーを守りごみを出してくれています。しかし、一部では違反シールを貼られているごみもあるのが現状です。

◆ごみを出す曜日が違う！

曜日によって収集するごみの種類が決まっていますが、指定された以外のごみが出されていることがあります。

集積場所は限られたスペースで他の方の迷惑にもなります。

必ず指定された曜日に出示しましょう。

◆分別されていない！

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどが一つの指定ごみ袋に入っていることがあります。分別にご協力ください。

◆資源ごみに汚れが！

消費者生活相談窓口

◆日時 毎週火曜日 午後1時～4時

（祝日は除く）

◆場所 吉野町役場

☎0746・32・3081

◆相談料 無料

◆主催 吉野郡消費者生活実践連絡協議会

◆お問合せ先 住民生活課



資源ごみ（飲料用の瓶・缶・ペットボトルなど）は中を洗ってから出すことになっていますので洗ってから出しましょう。

環境美化に努め、より快適な生活を送るため、今一度みなさまのご協力をお願いします。

◆お問合せ先 住民生活課

電話予約で時間外に 証明書が受け取れます

お仕事の都合などで、役場執務時間内に来れない方に、住民票の写し・税の証明書等を電話予約することにより、時間外でも交付します。

◆電話予約できる証明書

- ①住民票の写し
- ②住民票記載事項証明書
(役場指定様式)
- ③所得証明書
- ④納税証明書
- ⑤課税証明書
- ⑥非課税証明書
- ⑦軽自動車税納税証明書
- ⑧土地・家屋評価証明書

※個人情報及び財産をお守りするため、法により次の証明書については、電話予約による時間外での交付はできませんので、ご理解ご了承をお願いします。

◆電話予約できない証明書

- ①印鑑証明書
- ②戸籍の写し

- ③戸籍の附票の写し
- ④身分証明書など

◆電話予約の方法

- ①役場の担当窓口(住民生活課)に電話をします。
- ②担当者が申請書や必要な確認を行います。
- ③受取日時・受取人を指定してください。

◆予約できる方

本人または、同一世帯の親族

◆予約受付時間

平日の午前8時30分～午後5時

◆受取人

本人または、同一世帯の親族

◆交付場所

役場1階 住民ホール

※入口は、正面玄関右の自動ドアです。

◆必要なもの

- ①受取人が確認できるもの
(運転免許証・パスポート・健康保険証など)
- ②印鑑

※電話予約時の受取人と違う方が受け取りにいられた場合は、交付できないことがありますのでご注意ください。

7月は差別をなくす運動、社会を明るくする運動の強調月間です

差別をなくす運動強調月間中の行事として、差別をなくす村民集会を次の日程で行いますので、多数のご参加をお待ちしています。また、同日に人権・行政についての相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

差別をなくす村民集会

- ◆日時 7月25日(火)
午後1時30分～
- ◆場所 中央公民館 大集会室
- ◆人権啓発公演
- ◆講師 落語家
笑福亭鶴笑さん
- ◆演題 「地上に平和を人に笑顔を
～笑いは世界の共通語～」

人権・行政相談

- ◆日時 7月25日(火)
午前9時～12時

◆場所 中央公民館

2階児童室

◆相談員 (敬称略)

- 人権擁護委員 上浦 早苗(槇尾)
- 人権擁護委員 山内 弘昭(中戸)
- 行政相談委員 徳田 初(鳥住)

社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場合も地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担うことになります。

◆行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち

意ください。

※申請書に記入の上、本人確認させていただいた後、手数料と引き換えに交付します。

※つり銭のないように小銭をご用意ください。

◆お問合せ先 住民生活課

年金請求書の手続漏れがありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。制度の開始は、平成29年8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)です。まだ、請求手続をされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話をしてください。

予約の上、年金事務所にて手続を行ってください。

医療費制度のお知らせ

下記の保険証や高齢受給者証、受給資格証、の有効期限は7月31日です。

新しい保険証等を7月下旬に「簡易書留」で郵送しますのでご確認ください。8月1日以降、医療機関にかかるときは新しい「保険証」等をご提示ください。

◆お問合せ先 ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

※月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)

午前8時30分～午後7時

※火・金曜日 午前8時30分～

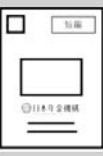
午後5時15分

※第2土曜日 午前9時30分～

午後4時

※土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)はご利用いただけません。

年金機構の
黄色の封筒が届いた方は
年金が受け取れます
今すぐ
予約のお電話を！
0570-05-1165(いい老後)



- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・福祉医療費受給資格証
- ・子ども医療費・心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費
- ※有効期限の切れた保険証等は、窓口(黒滝村役場保健福祉課)へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分してください。
- ※氏名、住所、健康保険証に変更があったときは、事前に変更届出をしてください。
- ※後期高齢者医療制度の対象となる方は75歳以上の方ですが、一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方は加入することができますので、詳しくはお問合せください。
- ◆お問合せ先 保健福祉課

吉野川
マナーアップ
キャンペーン

吉野川の清流を守るため、7月21日（金）から8月31日（木）の間、「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開します。

生活用水や農業用水の水源である吉野川の水は、私たちにとって、かけがえのないものです。この清流を守り、美しい吉野の自然を守るのは、一人ひとりの心がけと行動です。空缶、ビニール袋、バーベキューの残りくずなど、ゴミで川が泣いています。キャンプ、釣り、ハイキング・・・楽しい思い出とともにゴミは必ず持ち帰りましょう。



健康づくり情報

こころの相談会

- ストレスは心と体に現れます。最近ご自身や身近な人の様子が、「いつもと違うな」と思うことはありませんか？
- ・疲れているはずなのに眠れていない
 - ・食欲がなく体重が減少している
 - ・家に閉じこもりがちになっている
- ・これまで楽しんでやれていたことが楽しめない
- 大きな環境の変化や過度のストレスが原因のひとつかもしれません。
- 一人で悩まず、まずは気軽に相談してみましよう。
- ◆対象 村内在住者
 - ◆日時 7月11日（火）午後3時～3時50分
 - ◆申込み締切 7月7日（金）
 - ◆内容 臨床心理士による相談
 - ◆場所 中央公民館2階児童室
 - ◆申込み・問合せ先 保健福祉課

個別がん検診
（子宮がん・乳がん）
のお知らせ

下記のがん検診を希望される方は、役場で受診票の発行を事前に受けてから、指定の医療機関で受診することができます。ただし、いずれのがん検診も、受診間隔は2年に1回です。尚、無料クーポン券対象の方で、まだ受診されていない方については個別通知します。

- ◆実施期間 7月1日～12月末日
- ◆お問合せ先 保健福祉課



	種類	対象者	無料クーポン券対象者以外	無料クーポン券対象者	内容
子宮がん検診	子宮頸部	村内在住の20歳以上の女性	2,000円	無料	・問診 ・頸部細胞診
乳がん検診	40～49歳2方向	村内在住の40歳以上の女性	2,000円	無料	・問診 ・マンモグラフィ検査
	50歳以上1方向		1,500円	無料	

国民年金保険料の免除制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。

申請免除制度には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される一部納付があります。一部納付には、4分の1納付、半額納付、4分の3納付の3種類があります。本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付が承認されます。

また、退職（失業）を理由とした特例免除制度もあります。特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となり、失業された方の所得を除外して免除の審査を行います。

- ◆お問合せ先 保健福祉課

図書室だより

中央公民館図書コーナーには約 5,300 冊の本があります。あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

- 貸し出し日 月～金曜日（祝日は休み）
- 貸し出し期間 2週間
- ※ただし、それ以上になる場合は、教育委員会へ連絡してください。

■今月のおすすめ

（児童書）日曜日の小さな大ぼうけん

愛川 美也 作 みやざき あけ美 絵

「きゃあ！」和室にいるカマキリを見たとなん、ぼくは女子みたいな声をあげてしまった。そう、ぼくは虫がだいきらいなんだ！いつもはお父さんかお母さんが助けてくれるけど、今日はぼくひとり。自分でなんとかするしかない…。

はたして虫ぎらいの少年はカマキリを退治できるのでしょうか。さあ、少年の小さな小さな大ぼうけんのはじまりです！



（小 説）烈日 / 北方 謙三

（伝 記）吉川英治 人と作品 / 松本 昭

（読み物）友愛の政治学 / 賀川 豊彦

てんいち先生



黒滝村人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は
【人権を確かめあう日】
です

人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。

すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

人口・世帯数
(6月2日現在)

男	353人	(+1)
女	386人	(-1)
計	739人	(±0)
世帯	373世帯	(+1)

村の施設の電話番号
市外局番(0747)

役場	62-2031
IP電話【0747-68-9200 ～9203】	
防災無線電話音声対応サービス (専用ダイヤル)	62-9010
教育委員会	62-2314
IP電話【0747-68-9204】	
診療所	62-2747
IP電話【0747-68-9700】	
歯科診療所	62-2621
デイサービスセンター (社会福祉協議会)	62-2850
IP電話【050-5000-6127】	
こもれびホール	62-2280
黒滝駐在所	62-2034

観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
(株)黒滝森物語村 62-2770

くろたきテレビ
11chで放映中

11chでは、村からの様々な
お知らせを掲載しています
ので、ぜひご視聴ください。

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。平成
30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなく
なりますので、お早めにご請求ください。

◆支給対象となる方

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務
扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」な
どを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、以下の
順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法
による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件
を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪
など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係が
あった方に限ります。

◆支給内容 国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円(5年償還)

◆お問合せ先 保健福祉課

善意銀行(6月10日受理分まで)

皆さまの善意に対して心から感謝申し上げます。

中村 隆昭 様(栗飯谷) 長男 暢貴さん 結婚内祝いとして 5万円



わたくしたちは、黒滝村の
よさを活かし、先人の努力に
学び、知恵と心を結集し、明
るく豊かで活力ある村づく
りをめざしてこの憲章を制定
します。

・豊かな自然をまもり、より
住み良い生活環境づくりに努
めうるおいとやすらぎのある
村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、
やさしさとあたたかさにみち
た村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切にし、
若い力をはぐくみ、生涯学習
のふくらむ村をつくりましょ
う。

・勤労を尊び、産業の振興に
努め、未来を拓く活力ある村
をつくりましょう。

・長寿のよろこびをみんなで
支え、健康で生きがいのもて
る福祉の村をつくりましょう。

黒滝村村民憲章

発行 黒滝村役場

〒638-0292

吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

TEL 0747-62-2031

FAX 62-2569

E-mail kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp

URL http://www.vill.kurotaki.nara.jp